

## 第 14 回淀川部会 (2002.4.5 開催) 結果概要 (暫定版)

(庶務作成)

開催日時：2002年4月5日（金） 13：30～17：30  
場 所：大阪会館 Aホール

### 1 決定事項

- ・ 5月11日（土）午前中に、委員のみによる検討会（中間とりまとめ以降の部会の活動内容や日程等について検討）を開催する。

### 2 審議の概要

第9回委員会（2002.3.30 開催）の報告

資料1-1「第9回委員会結果概要」を用いて、委員会の中間とりまとめ（案）と意見交換の概略について報告が行われた。

河川管理者からの情報提供

大戸川ダム建設事業および川上ダム建設事業の現状について、大戸川ダム工事事務所と川上ダム建設所（水資源開発公団）から説明が行われ、その後、委員との間で質疑応答が行われた。

淀川部会中間とりまとめ（案）に関する意見交換

資料2「淀川部会中間とりまとめ（案）」について説明が行われた後、淀川流域各河川の現状・問題点、整備計画の基本的な視点、計画策定や推進のあり方等、全般に渡って意見交換が行われた。

一般からの意見聴取

一般傍聴者2名から、「中間とりまとめ案で記されている、危険地からの移転を可能とする法整備や新規立地の制限等については、十分な検討をしたうえで慎重に記述頂きたい」「住民のマナーや近畿のおいしい水についても語るべき」等の発言があった。

今後の進め方について

中間とりまとめ後の活動について、部会長から「今後の活動について検討するための検討会を開催したい」との提案があり、上記1の通り決定された。

### 3. 主な意見

#### <淀川水系の特性、現状と問題点>

- ・ 歴史的にも人の暮らしと関わりの深い都市河川、準用河川が一番痛んでいる。土地利用や道路建設によって蓋をされたり、水が流れていないなど影響は大きい。都市河川は人が川に親しむ大事な要素である。国、自治体、N G O、地域住民が一緒になって検討していかなければ河川の再生、連続性の再生は難しい。
- ・ P3、4行目「河川にあっては」 「本水系の河川にあっては」、「上下流の縦断方向の関係」 「大阪湾に至る上下流の縦断方向の関係」、「5行目「流入流出する河川」 「流入流出するすべての河川および水路」としてはどうか。
- ・ 宇治川 / 環境特性について、「ヨシ原の存在」とあるが、ここは存在するだけでなく屋根葺き材として活用され、活用されることで非常に良く保全されている。そのことも書き加えたい。

「ヨシ原の存在（向島地区）と活用による保全」としてはどうか。

- ・ 木津川 / 環境特性について、「イタセンバラが棲息できる環境」を追加して欲しい。
- ・ エリア別の項目で「淀川流域全体」では他の部会のエリアも入ってしまうので、「共通事項」等に変更した方が良いのではないか。
- ・ 淀川各河川の問題で、木津川 / 全体的課題に「多数のダムの存在」とあるが、併せて、ダムを改善していくための工夫の必要も指摘しておくべきである。アオコが発生するなどかなり汚濁が進んでいるものの、川の砂を水で動かす等すれば、改善の可能性があると思われる。
- ・ 淀川各河川の問題で、木津川 / 環境で、木津川には民地の茶の耕作地が非常に沢山ある。ここで使用される多量の農薬の川への影響などにも留意したい。
- ・ 淀川各河川の問題で、桂川 / 環境に、桂川には多くの井堰が存在するが、魚道が実際に機能していないなど、井堰の改良を挙げておきたい。
- ・ 1-3「淀川水系の課題・問題点」の治水面の記述に「氾濫の頻度が減少するにつれて人々は水害の記憶が薄れ、安全であることを過信し」とあるが、危機意識が薄れた原因として河川敷の運動場、ゴルフ場の存在があることを追加したい。また、後の利用面の部分で「河川敷公園などの利用者が多くそれらのニーズ」云々とあるが、この部分との整合性が理解できない。問題は誰が過信しているかではないか。

河川管理者側が安全を過信したことはない。しかし、本当に危険であることを住民に言ってこなかったという反省はある。

- ・ 1-3 利用面について、「淀川は年間数百万人の人々に利用されるようになったが、それと引き換えに川の形は大きく変えられ」云々とあるが、利用されるようになったために川の形が変えられ、水質等の悪化を招いたのではなく、そのような利用のされ方をするような整備がされたので、人々がそういう形で利用するようになったのである。水質の悪化についても農薬等、他の要因があり、都市空間としての利用が原因ではない。文章の前後関係を再考するべきである。

#### <流域整備の変革の理念について>

- ・ 2-2(4)利用に関して、淀川本川は水質が非常に悪化した時期に漁業権を放棄したが、昭和初期を目標とするなら漁業権復活もあり得る、川の水質維持の1つの指標にもなるのではないか。
- ・ 2-1「川づくりの基本的な考え方の変革」の項目に水需要管理のことが挙げられていない。この部分は基本的な理念の転換である。2-2(3)で書かれている「水供給管理から水需要管理へ」を2-1へ移動し、「水を資源としてのみとらえるということではいけない」、「生物の生存に必要不可欠な環境要素との認識をもたなければならない」等、2-1で論理的、かつ明確に言うべきである。
- ・ 川というのはすべての生物の共有財産であることを、根底に置いてほしい。
- ・ 川は地球上の水循環の中心的な役割を果たしている。生物、川、大気の水蒸気等を含んだ大きな循環をしている。いろいろなレベルの環境を考えるためにもそういう大きな視点が必要である。地球上の大きな連続性なのだ、という視点が必要である。
- ・ 2-2(4)「利用」では、川に大挙して人が集まるというような表現は避けたい。魚釣り、草野球、カヌー等、心をいやすような川であってほしい。
- ・ 「利用」については水面と高水敷とで分けて考えたい。プレジャーボートなど不適切な水面利用の問題、高水敷の河川公園的な利用を変えていくのかどうか等、今後の議論が必要である。
- ・ 2-2(5)「環境」に産業廃棄物処分場や野焼きなどを規制できるようなものを加えて欲しい。

#### <整備計画の基本的な視点について>

- ・ 3-2(4)3)の「外来種が繁殖しやすい河川環境を改善する」を「繁殖しにくい河川環境」に変更したい。
- ・ 3-2(2)に、「ダムの堆砂対策として排砂を行う」とあるが、一挙に流すことで下流が被害を受ける場合もある、そういうことがないよう明示しておくことも必要ではないか。
- ・ 3-2(4)5)「景観の保全」の「景観」とあるが、自然に復元しようという場合は「風景」のほうが良いのではないか。
- ・ 3-2(3)「治水・防災」の<対策の考え方>に「河川の中の施設（ダム、堰等）の撤去や改善、必要なカ所には新設」とあるが、現在でも必要のないダムはない。違った表現を工夫すべきである。
- ・ 3-2(3)「治水・防災」の<基本的な考え方>に「壊滅的な被害」とあるが、どのような被害をいうのか明示すべきである。流域委員会として中間とりまとめに入れるではなく、河川管理者の側から明示すべきものと考える。

- ・ 3-2(3) 「治水・防災」の<基本的な考え方>に破堤回避と浸水対策の実施にあたって、配慮すべき例の1つとして「対策金額の大きさ」とあるが、ハード対策と補償にかかる費用を天秤にかけ、金額の多寡で決定されることがないよう、望みたい。そういう配慮も文言として盛り込みたい。
- ・ 3-2-(5)1) 「利水」に、「総合的な利水を前提」とあるが、総合利水と水需要管理は矛盾するものである。総合利水とは今までの成長を前提とした需要予測を前提にダムや堰を作り水を供給してきた。それに対して水需要管理では、環境的要素などを含めた様々な面から河川毎の利水量が決まり、それに対して、節水も含め、水の需要をどのように管理していくかということである。また、「科学的な手法・論拠に基づき予測を行う」とあるが、もっと平易なわかりやすい言葉で書くべきである。
- ・ 3-2(4)6) 「多様な主体が参加する河川モニタリングの実施・継続」の項目で、「モニタリングする仕組みをつくる」とあるが、既に仕組みはあるが機能していない状態である。ここは「強化する」としたい。
- ・ 3-2(5)1)の 「水質の面から検討」に汚染物質や微量有害物質の流入管理だけでなく、例えば、ダイオキシンに対する底質の環境基準など、現在ないものについても科学的に知見できるようにすることも求めていきたい。
- ・ 3-2(5)1) 「利水」に関して「科学的な手法・論拠に基づいて予測」「水の配分を見直すなど過去の経緯にとらわれず」云々とあるが、誰がそれを行うのか。農業用水の慣行水利権などは実態が不明であり、実現は極めて困難である。せめて突破口となる方向性でも示せれば良いと考える。
- ・ 「利用」については、上流と下流で方向が全く異なる。下流の都市河川では大都会の人々の慰安の散歩道、噴水や彫刻など芸術面、あるいは花火大会や災害時のヘリポート等、分けて考える必要がある。
- ・ 環境面で一番問題なのは、河床低下である。ダムによる土砂供給の寸断が原因であるが、その他にも淀川本川では砂利採取による河床の低下が進んでいる。現在も進行しつつある状況を踏まえ、今できる対策と同時に、数年先あるいは将来を予測した対策も講じていくことが必要である。河川敷利用についても1カ所認めることで連鎖的に増えることを危惧せずにはいられない。
- ・ 大阪湾を河口沿岸というかたちでとらえ、沿岸海面への影響についても配慮するということを謳って欲しい。

<整備計画の進め方について>

- ・ 4-2-(1)1) 「河川レンジャー（仮称）の創設、流域センター（仮称）の設置」は流域センターが前にあった方が分かりやすい。
- ・ 4-2-(1)1) 流域センターは行政体ではなく、N P O主体であるなら「N P O淀川流域センター」のように明確に書けば、流域委員会の目指すところが明確になってよいのではないか。また、従来のボランティア活動とは異なり、明確な目標、組織を持ち、社会

的、法的な権限を持ったものであることを、もう少し踏み込んで書いてもいいのではないか。

- ・ 国土交通省の淀川に関する年間事業費の何%かを、流域センターのようなN P O団体に支出するような仕組みをつくることを提案する。N P O団体の安定した運営のためには財政的な裏付けが必要である。
- ・ 流域センターや河川レンジャーについて基本的に大事なことは、N G OあるいはN P Oが役割を担い、行政が支援に徹するということ、それらの組織が法的な裏付けのもと一定の権限を持ち、財政的な裏付けを持つということ等であり、これらは最初のところに書くべきである。また、センターとレンジャーの関係はセンターの一機構にするのか構成員とするのか、権限の中身など検討すべき部分がある。
- ・ 河川レンジャーは常勤と非常勤に分け、常勤には鉄道警察隊のような権限をもたせ、センターには工作機械、通信、輸送などの設備を備える。予備軍として無給の非常勤をN P Oや社会人で構成するような形がいいのではないか。行政主導ではない、住民と行政がスクラムを組んだ形で展開することが望ましい。
- ・ 流域センターについては、地域住民とN P Oとの関係にも問題がある。試みとして組織の問題が現れてくる10年くらいのスパンでやってみてはどうか。また、学者や研究者も一緒になってやっていけるような研究機関、あるいは教育機関のようなものをつくってもいいのではないか。
- ・ 4-2(1)では、「流域管理のあり方」とあるが、もっと大きなことをイメージしてしまう。「市民参加による流域管理のあり方」とした方が良いのではないか。
- ・ 4-2(3)「実施結果のフォローアップ、見直しと順応的管理」、(5)「統合的な流域施策の推進」は行政に関わる部分であり、後ろに続けて書くか、違った項目立てにしたほうがよい。
- ・ 4-1(3)「事業の進め方」には、住民参加、開かれた河川行政の立場から「情報公開の推進」を入れて欲しい。

#### <ダムについて>

- ・ ダムに関して、水温調節も入れて欲しい。生物の棲息にとって非常に重要な要素である。  
3-2(4)環境に「水質・水量・土砂量」とある辺りにいれてはどうか。
- ・ ダムでの土砂の遮断による川の砂の減少が、定性的には沿岸漁業に決定的な影響を与えていていると言える。ダムで川に流す砂を調節することが技術的に可能であれば効果は大きい。自然の生物、特に魚貝類への影響を配慮した新式のダムの開発を期待している。
- ・ ダムによる土砂の遮断については、堆砂容量を超えることによるダムの機能低下、下流の環境への影響、河床低下等問題が多い。河川管理者としても大きな問題意識を持って、排砂のための方法を検討しているところである。

- ・ ダムから下流へ土砂を供給するための検討というのは、国として全体的な取り組みがあるのか。  
　　河川審議会の答申でも総合的な土砂管理の必要が言わされており、国としての方向である。淀川水系においても上下流の連続性の復元という中に、水の連続性とともに土砂の連続性も含めて考えている。
- ・ ダムで川に流す砂を調節することが、土砂を含んだ水を流すということであればダムのない状態の川の流れを再現することになるが、検討段階であり、簡単には実現できないと思われる。
- ・ 水温は魚の棲息、繁殖等に大きい影響を与える。ダムからの放流と冷水病には何らかの因果関係が考えられることから、ダムにセンサーを設置する等、水温調節できれば冷水病の解決につながると思われる。今後の議論の対象にしてほしい。
- ・ 低成長期にある現在、計画時の利水予想に反して、水余りの状況にある。そのような流れの中で、例えば川上ダムの利水容量に、遠隔地の西宮市や奈良県内に供給する 0.2、 $0.3 \text{ m}^3 / \text{s}$  といった小さい数字をもたせることについて、どのように考えていくかという問題がある。
- ・ ダムの現時点での見直しに関連して、水道事業者の水需要予測等、利水の将来予測が変わった時に国土交通省はどのように対応するのか、また、それぞれの発電事業者、水道事業者のダムに対するコストアロケーションの割合を示して欲しい。
- ・ 水の権利を下流の自治体が買うことであり、ダムのある上流から下流までの河道を買われた水が流れることになる。ダムの賛否は別にして、河川側からはそういう意味でのプラス面がある。この点をどう評価するかである。
- ・ 多目的ダムということが言われるが、基本的に 1 つのダムで利水と治水は両立しない。予想以上の降雨があれば下流に異常放流される危険性が含まれている。多目的ダムの見直しの時期が来ているのではないか。
- ・ 土砂流出の多い大戸川のダム建設で排砂が実施されても、その下流には天ヶ瀬ダムがあり、ここでの排砂についても検討の必要がある。後追いの対策で莫大な費用をつき込むことがないよう、総合的に問題を検討して計画を進めることが必要である。
- ・ 全国的にみて、ダム計画の地元への説明段階では利水目的であったものが、その後のプロセスのなかで治水に切り替えられるというケースが長良川河口堰、川辺川ダム等、あった。多目的ダムという言葉が便利に使われているという印象がある。

　　長良川河口堰、川辺川ダムとも当初計画から治水利水目的に変更はない。しかし、ダム事業に対する不信感をもたれぬよう、今後は流域委員会のような場でダムの必要性、緊急性、環境への影響など徹底的に議論していただきたいと考えている。

- ・ 上流の住民や自然が犠牲になり、その結果として下流の大都市の住民が使いたい放題に水を使うという文明のあり方は、今後あるべきではないと考える。
- ・ 住民と行政をつなぐ、利害関係が無く、客観的に地域の特性がみられる中間的なセンターのようなものがあってもいいのではないか。そのような場で話し合いや検証をする機構づくりが必要である。具体案を考えるべきである。

<全体について>

- ・ 中間とりまとめが出た時点で、中間とりまとめに対する各界の意見を聞く必要がある。河川整備計画原案ができるまでに様々なところからの意見を具体的な内容について詳細に聞く機会をつくる必要があると思う。広く意見を伺うことに配慮した開催場所や時間設定などを検討したい。

<一般傍聴者からの意見>

- ・ 中間とりまとめ（案）について、「新規立地の制限」「土地利用の制限」「危険地からの移転を可能とする法制度の整備」など、先ず行うべきは「新規立地の制限」等であるかのような書きぶりである。これについては論理的に筋の通った記述が必要である。ハザードマップによる新規立地の制限は不可能に近く部会での再検討をお願いしたい。

発言の詳細については「議事録」を参照下さい。